**令和３年度第２回　大阪府障がい者自立支援協議会**

**高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会**

日時 ： 令和４年２月21日（月）午後２時～午後４時

方法 ： ウェブ会議システムにて開催

傍聴会場 ： 大阪府障がい者自立相談支援センター１階　小会議室

出席者（五十音順）

石橋　佳世子 頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会 事務局長

奥田　真 社会福祉法人　豊中きらら福祉会　第2工房「羅針盤」　施設長

小須田　教一 堺市　健康福祉局　障害福祉部　障害施策推進課長

坂口　学 地方独立行政法人　大阪府立病院機構　大阪急性期・総合医療センター

神経内科　主任部長

髙田　浩行 社会福祉法人　宝塚市社会福祉協議会　総合相談支援課長

仲　佳子 社会福祉法人 　大阪肢体不自由者協会　交野自立センター　管理者

永岡　靖子 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　大阪支部

大阪障害者職業センター　次長

◎納谷　敦夫 なやクリニック　副院長

　前川　たかし　一般社団法人　大阪府医師会　理事

　八木　美栄　　大阪市　福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課長

◎：部会長

○医療監挨拶

今年度第２回の大阪府障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、本日、大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の状況でございますが、専門家の間ではピークを過ぎたという見解も一部出ております。まん延防止等重点措置も沖縄や山形等５県におきましては解除ということでございます。ただ、大阪も含めた17府県においては、まだ解除されていない状況です。

大阪府の状況で申し上げますと、相変わらず本当に非常に厳しい状況でございまして、高齢者施設においてのクラスター発生も、収まる気配も全然見せておりません。それに伴いまして、入院の病床も極めて厳しい状況でございまして、本来、入院していただかなければいけない人が、なかなか入院できないというような状況が続いております。大阪府では３回目のワクチン接種、あるいは病床、宿泊療養施設の確保、それから自宅療養者に対する経口治療薬の速やかな提供等、新型コロナウイルス感染症に対応に向けたさらなる体制強化を今後とも図ってまいります。

委員の皆さま方におかれましては、日ごろから、このような取組みにご尽力いただいていることに深く感謝をいたしますとともに、引き続きご協力をいただければと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、今回の部会でございますが、「地域支援ネットワークの再構築につきまして」と「診断・治療が可能な医療機関の開拓につきまして」、ご議論をいただいております。また、「高次脳機能障がい児支援」と障がいに関する「府民（大阪府民）の啓発普及及び人材育成について」も、ご意見をいただいております。

今回は１回目の部会のご意見を踏まえまして、事務局で作成いたしました今年度以降の取組み案につきましてご議論いただければと考えております。委員の皆さま方には忌憚のないご意見をいただきますこと、お願い申し上げまして誠に簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

（資料の確認及び会議の公開についての説明）

それでは、早速ですが議事に移りたいと思います。ここからの進行は部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

私は、大阪府におりました時に、高次脳機能障害支援モデル事業に参加をさせていただいて以来、高次脳に関わってきておりまして、2007年からは一開業医として高次脳機能障がいだけを診る開業医をやっております。そんな関係で部会長という大役を仰せつかっておるわけでございます。

過日、第２回大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会がありました。茨木市の方々、後遺症のある方々も頑張っていただいて非常に明るくて、楽しい啓発事業になったのかなと思っております。まだ、ユーチューブで見られると聞いておりますので、まだの方はぜひYouTubeでご覧になっていただきたいと思います。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。最初は、議題１「地域支援ネットワークの再構築について」ということでございます。「地域別実践研修について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　それでは、議題１「地域支援ネットワークの再構築について」、ご説明いたします。初めに、資料のスケジュール案をご覧ください。０（ゼロ）ページと右下に記載しております。こちらは現在実施している事業に、追加して令和４年度以降に開始する予定の新たな取組み一覧です。大きく分けますと４つのカテゴリがありまして、一番上から地域支援ネットワークの構築、診療可能な医療機関の開拓、高次脳機能障がい児支援、最後に普及啓発及び人材育成となっています。それぞれに対応するように計６つの取組みがございますので、議題に沿ってご説明いたします。まずは地域支援ネットワークの構築関係の取組みである地域別実践研修についてご説明いたします。

それでは、資料１の１ページ目をご覧ください。１ページ目には「地域別実践研修」の実施案について記載しております。第１回部会の際にご説明したとおり、大阪府では以前、高次脳機能障がいに関するネットワーク推進事業を実施しておりました。ただ、その事業が平成29年度に終了してからは、活動が途絶えてしまった圏域もございました。そのため、今回改めてネットワークの再構築を目的とした取組みとして、地域の支援機関が事務局となって、その地域に必要な研修を実施していく「地域別実践研修」の実施を検討しております。スケジュールとしましては、継続性を意識し、地域の皆さまに主体的に動いていただきやすくなるような工夫を行いながら、令和４年度に参画いただくメンバーについて調整します。その後、令和５年度から１年に２～３圏域ずつ実施していき、最終的には３年かけて８つの医療圏域全てを回るイメージにしております。実施する際は、顔合わせも兼ねて研修前に２回、また研修後も１回程度、事務局会議を開催し、その圏域にある支援機関同士でつながるきっかけになればと考えております。会議内容としては、研修内容を検討する中で、その地域でできることできないことを踏まえ、地域に必要なものに気づいていけるような仕組みにできることが理想だと考えています。また、２番目の事業案にも記載しておりますとおり、講師謝礼や資料代などの諸経費については、大阪府が負担し、支払いに関する手続きも大阪府が実施する予定です。ただ、事務局にご参画いただく負担も考慮し、ご参画いただいた支援機関のうち、希望される支援機関には、「大阪府高次脳機能障がい地域別実践研修協力機関」として広告可能であることを認める方向で検討しております。

その点について詳しく説明します。２ページ目をご覧ください。先ほどご説明した広告可能事項の詳細について記載しております。限られた予算の中で事業をする中で、研修事務局にご参画いただくご負担を鑑み、事務局にご参画いただくメリットの一つとして、広告可能事項を認める方向で検討しております。ただ、２番の確認事項にありますとおり、医療機関等においては、法により広告が制限されている部分もございますので、来年度の医療審議会で承認を得た上での認定といった段取りになっております。また、併せてお好きな場所に掲出できる賞状のようなものも、併せて付与できればと考えております。加えて、大阪府のホームページ上にも支援機関一覧を公開する予定です。

資料１の３ページ目には、参考資料としまして、現在実施している研修をまとめました。こちらに記載しております４つの対象者別の研修に追加して、今回新たに地域別実践研修を実施する予定です。

以上をもちまして、資料１「地域別実践研修」の説明を終わります。地域別実践研修の実施内容について、もしくは地域支援ネットワークの構築関係について、市町村の皆さまや障がい福祉サービス事業所の皆さま、医療機関の皆さまなど、それぞれのお立場からご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長

　ありがとうございます。そういうことですので、何かご意見をご発表ください。もう順番にいきますか。○○さん、いかがですか。

○委員

　特には無いのですが。８圏域全部が実施可能なのか、とは少し思いました。

○部会長

　たぶん、８つの圏域を、一度にやるわけではないでしょうね。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

１年で８圏域全てをやる予定ではなく、１年に２～３圏域ずつ実施していく予定にしております。最終的に３年間かけて、８つの医療圏域を回る予定にしておりまして、令和５年度は２圏域ずつから始めていくことを考えています。

○部会長

　もう、何か予定はあるのですか。どこでやるというのは、まだ決まっていないのですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

初年度に実施する圏域については、まだ決定はしておりません。ただ、まだ圏域としての活動が完璧には見えていない圏域で、なおかつ、大阪府としても実施ができるようなイメージにしている圏域から開始していきたいと思っております。

○部会長

　ほかに、何かご質問ございませんか。地域に密着して活動されている○○さん、いかがですか。何かご意見ございませんか。

○委員

　前回の部会の時にも、発言させていただいたのですが、豊能圏域の方は、坂本病院さん、篤友会さんの方が中心になって、進めていただいていたというのがあって、そこに引っ張られていろいろな団体が集まっていたというのがあります。その来ていたメンバーは、そこが力になっていたので、同じような形でできればいいかなと思います。継続する力が非常に大事かなと思っていて、府の予算が無くなってから、あまりいい言葉ではないですが、お金の切れ目が縁の切れ目になってしまっています。必要性はあるけど、そこの部分がネックになって、続けられなかった部分は大きいのかなというのがあります。今回、大阪府の方でそこをどのように引っ張って、なおかつ継続していけるかというところについて、どのように考えているのか聞かせていただきたいと思います。

○部会長

　活動するにはお金がいると。どうですか、大阪府さん。継続して８圏域にいくらかづつお金が出るということを期待してもいいのですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　地域別の実践研修という形で、来年度に関しては予算を取らせていただきました。今後も、８圏域（を順に）回っていく形では、取っていきたいと思っています。ただ、予算は単年度勝負ですので、１カ年やったあとに実績がどのようにつながるかということをきちんと立証していった上で予算を確保（できるように）していかないといけないと思っています。大阪府の所管課としては、もちろん継続していきたいと思っているのですが、効果検証も含めて皆さんにご協力いただけたらとは思っています。よろしくお願いします。

○部会長

　そうすると、単年度で２カ所分取れたら、またその次の年は、別の２カ所に行くのですよね。ということは、最初の２カ所は、次年度からは予算は無くなるということですね。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　そうです。地域別の実践研修の主催者としての予算は無くなると思います。ただ、各地域でやっていらっしゃるところの研修に、受講生として参加していただいたりすることはできるかと思います。活動経費というような形での成立ちにはならないですが、実践研修の予算がついていない年ができてしまうということは、今の状況の中では、ご了承いただけたらと思っています。

○部会長

　○○さんの心配は残るわけで、きっかけは作るけど、あとは手弁当で何とかしてよということかなと思いますが、それについて、どうですか。○○さん、何かご意見ありますか。堺市は予算的に別ですかね。

○委員

　うちの方は、生活リハビリテーションセンターがありますので、そこと協力しながらやっていければいいかなと思っております。

○部会長

　ありがとうございます。そのようですので、うまいこと仕掛けを考えていただいて。バッジをあげるということで、それはそれでいいと思います。特に民間病院などでは、バッジを頂けるとありがたいかなと。私はよく分かりませんが、今あるバッジは、がん拠点病院とかがあるように思いますが。ただ、バッジの名前が長いかなと思っているのですが。良い愛称であればいいけれども。大病院は事情が違うと思いますが、○○さん、どうですか。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　医療機関が、これをもらった場合のメリットはどのように考えておられるのでしょうか。患者さんがたくさん来られるということでしょうか。

○部会長

　そうでしょうね。プレートとか、パンフレットに、そういう指定病院だというのが書けるという。大きな病院は違うかもしれませんが、地域の中型病院であれば、意味がある。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　そのような病院が増えていただくと、ありがたいのですが、たくさん患者さんが来るとなると、その病院ではたくさん診断する能力を持っていないといけないということになります。だから、それを覚悟して、スキルとともに受け入れられることが同時に必要になるかなと思いました。

○部会長

　受け入れる用意はしているから、いっぱい患者さんに来てほしいという病院でしたらいいのですけど、必ずしもそうではないのではないかと。さっきの奥田委員の話では、豊中は坂本病院さんが頑張っていただいたようですが。そういう「バッジを差し上げるので、以後お金は出ないですが、頑張ってよ」という仕掛けなのかなと理解しております。

ほかに何かご質問ありますか。どうぞ、○○さん。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　大阪府から単年度しか予算が出ないということですが、いかにして継続するかということにおいて、先ほど、堺市の方から生活リハビリテーションセンターを取り込んでやるというような、ご発言があったかと思います。継続するには恐らくそういった方法しかないかなと思います。大阪府が今回やる取組みを各市区町村の担当の方にも、もちろんお伝えして、大阪府がやる時には、そこに参加してもらって、その次の年度からは、そこの市区町村であれば、どこかの部署の予算を一緒に使うというような感じで巻き込んでいただくという形でやれば、お金も少しもらいながら継続していけることも可能なのかなと。行政のことは分かりませんが、ぜひこの研修をされるときには、大阪府が単体でやるのではなくて、開催される市区町村の担当部署と一緒にやるということを、やっていただけたらと思います。

○部会長

　（大阪府が）うちの市にやってきて、何かやっているではなくて、（市町村さん、）一緒にやりましょうということですね。それは、そうだと思いますね。大変、いいご意見ありがとうございました。ぜひ、できるだけ努力をしてください。あるいは一緒にやりましょうと。なかなか、市町村は大阪府が言っても、「はい」という感じではなく、「何か言っているな」というところから始まるように思いますが、頑張っていただきたいと思います。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　頑張ります。堺市さん、よろしくお願いします。

○委員

　今、いろいろ取り込んでというようなお話もあったかと思いますが、我々は一定生活リハビリテーションセンターさんと組ませていただいて、それなりにさせていただいているかなと思っております。しかし、いかんせん、この問題については大阪府さんの予算（委託料）でやっていることですので、あまり、市の方から大阪府さんの方に「増やしてください」となかなか言いづらいところもあります。ですので、我々は我々なりに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長

　そうですね。次の議題に、いきましょうか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

それでは、続きまして議題２「診断・治療が可能な医療機関の開拓」に関しましてご説明いたします。資料２では、診療可能な医療機関一覧の公開に関する取組みについてご説明したあとに、精神障がい保健福祉手帳及び基準について周辺情報をご報告いたします。

まず、資料２の右下に書いてあるページが４ページ目の部分をご覧ください。４ページ目には「診療可能な医療機関一覧の公開」について記載しております。第１回部会の際にご説明したとおり、医療機関が全ての地域に満遍なく存在しているとは言いにくい状況ではありますが、その中でも医療機関を把握・発見しやすくなるよう、一覧の公開を検討しております。具体的には、どういった診断書を作成可能か、令和２年度に実施しました、府内の医療機関を対象としたアンケートの集計結果を公開します。ただ、その調査時には、公開する予定ではなかったため、今回改めて公開することについて医療機関の皆さまより同意を得た上で、大阪府のホームページにて公開する予定です。また、公開後に、内容に修正事項が生じた場合や一覧への掲載をご希望される場合は、随時お知らせいただいた上で、更新していければと考えております。掲載イメージにつきましては、５ページ目をご参照ください。このようなイメージで、６月ごろを目途に公開する予定です。

４ページ目の説明に戻ります。２番の「その他」にも記載いたしましたが、大阪府健康医療部にて公開中の「精神医療―医療機能表」にも、高次脳機能障がいの診断に関する医療機関の一覧が公開されています。ただ、調査時期や方法が異なるため、一部内容が異なる場所もあるのですが、それぞれ公開していくことで、地域資源の発見に資することができればと考えています。

続きまして、６ページ目をご覧ください。こちらは参考資料ではありますが、「精神障がい者保健福祉手帳」に関する周辺情報についてまとめました。１番「高次脳機能障がいについて」に記載しましたとおり、第１回部会の際には、委員やオブザーバーの皆さまからご意見をいただきました。そのため、周辺情報を確認しましたところ、現在の制度では、精神障がい者保健福祉手帳の有効期限は２年でした。ただ、その更新期間自体については法令で決まっているもののため、大阪府の裁量でこの期限を延長することや撤廃することはできない状況です。その上で、大阪府から国に対して有効期限について何かしら要望を行うことを検討するとなった場合は、障がい固定の基準とその確認方法の確立が懸念事項となると予想されます。

続いて、７ページ目をご覧ください。こちらも参考資料なのですが、１番目に現在の診断基準について記載しました。また、その周辺情報として、２番目に今後の動きを記載しました。現在、厚生労働省の科学研究補助金を用いて、「高次脳機能障がいの診断方法と診断基準に資する研究」が行われているとのことです。この研究は、診断基準が平成16年に定められてから、画像診断技術や神経心理学的検査が発達したことを踏まえ、新たなガイドラインを作成することを目的としているものです。いまだ具体的なスケジュールや内容は決まっていないようですが、また進捗状況などを把握した際には、共有させていただきます。

以上をもちまして、資料２「診療可能な医療機関一覧の公開」についての説明を終わります。新たな取組みとしてご提案したものは、医療機関一覧の更改のみではありますが、この取組みに関しまして、もしくはその他どんなことでも構いませんので、幅広くご意見をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いします。

○部会長

医療機関一覧を公開するという案について、何かご意見ございましたら。パンフレットは今もありますよね。どう違うのですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　これまでにも、冊子で圏域ごとの拠点での病院名を書いたものとかは、作らせていただいたりしていたのですが、できるだけこちらにつきましても、新たな状況を反映できるようにしたいというのはあります。今回、昨年度の調査では全部の精神科病院や対象の病院に照会をさせていただき、回答をいただいているものですので、前回に出させていただいているところよりは、幅広に照会をさせていただいているかと思います。そして、その中でご回答をいただいた分について、あらためて公開してよいかというところを、お聞きした上で出させていただいています。前回より、対象としては広がっていくのではないかと考えています。

○部会長

　前回より、広がっているのですね。それと、インターネットに出していくということですかね。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　はい、さようでございます。

○委員

　これはオーダーされたあと、何年か置きに更新されていく予定は決まっているのですか。１回出したあと、変わってくると思いますが、３年置きとか、５年置きとかに更新されるとかいうのは、まだ、そこまでは決まっていないのでしょうか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　基本的には、今回ご照会させていただいたところに、「もう一度お出ししていいですか」という、ご意見をお伺いするのですが、その際に状況が変わったりとかしたら、お教えいただけませんかということにはさせていただいています。そして、できれば自主的に変わった事項がありましたらお教えいただきたく、また、新たに取り組まれるところがあれば、それについてもお知らせいただければ、随時、更新していくという形にしています。

そうはいうものの、恐らく情報として、退化していくのではないかという懸念はありますので、ある程度の時期になった時に、一斉に調査するかどうかというところはあるのですが、まだそこまでは、事務局でも検討は進められていない状況です。まずはいったん、自主的な更新でどこまでいけるのかを見ながら、何年かに一度、一斉に更新しないといけないのかどうかについては、判断していきたいと思います。

○部会長

　とりあえず、インターネットに載るから報告してもらったものは変わりますね。冊子は無理かもしれませんけど。情報があるのはいいことだと思います。これについて、何かほかにご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次は手帳の話、精神障がい者保健福祉手帳について、２年に１回の更新なのですが、それが面倒くさいのかどうか。自立支援（医療の）更新もありますしね。うまく一緒になる場合もあるし、別々になる場合もあるのですが。これについて、何かご意見ございますでしょうか。何かありますか。オブザーバーですが○○さん、何かご意見ありますか。

○オブザーバー

　まず、取組みでやらせていただいているのは、精神科の医療機関については、こころの健康総合センターで随時調査して、どのような診療機能を持っておられるかということを公表いたしております。それで、高次脳機能障がいの診療をやっていただけるというところを分かるようにしています。

もう一つ、自立支援（医療）の審査をしておりますと、精神科の診療所や病院の先生方は、割と自立支援（医療）の書くコツというか、何を書かなければならないかということをご存じなのですが、脳外科の先生はあまりよく分かっておられない。何度も「ここはどうなのですか」と担当者から確認するということになっていました。そのため、つい最近ですが、近畿の脳神経外科学会さんの事務局にお願いして、「高次脳機能障がいで自立支援医療の申請の書類を書いていただくときには、こういったことに留意してお書きください」という音声付きのパワーポイントを作って、それを脳神経外科学会のたぶん大阪の分だけに送付させていただいて、会員の皆さんがしっかり見ていただけるようにはしております。

さらに、この手帳の等級になりますと、等級の判定はもっともっと書くところのポイントが多くなりまして、きちんと書いていただいているところもあるのですが、的確に書いていただけるところはなかなか少ないです。一度、コツを覚えていただければ、しっかりしたものを（書いて）いただけるのですが。実際にやっていることとしては、記載が不十分なことに関しては、担当者の方から返事をさせていただいて、詳しく書いていただくというような作業を地道に積み上げていくことで、それぞれの先生方の的確な診断書を書いていただく力量アップしていただくような働きかけを今しているところです。

○部会長

　ありがとうございます。それと、精神障がい者保健福祉手帳は２年に１回の更新なのですが、それについての何かご意見ございますか。

○オブザーバー

　要するに精神障がい者の手帳というのは、元々、統合失調症とか、そううつ病に関してデザインされたものです。そこに、例えば発達障がいや高次脳機能障がい等、いろいろな疾患について、手帳が対象になったということです。元々デザインされていた統合失調症や、そううつ病などは、治療によって、あるいは本人さんの状態によって変化するのです。そうすると、一回等級を決めたら、ずっとそれでいけるかというと、なかなか難しいので、やはり２年に１回更新することになります。医療機関の先生方も「面倒くさい、また書かなければいけないのか」という感じで、面倒くさいと思われるかもしれません。ただ、そのような理屈で２年に１回というのは、なかなか、まだ改善されないので、このルールはしばらく続くだろうと思います。

○部会長

　ありがとうございます。私は、やはり一つのラベリングとか言いますが、精神障がい者保健福祉手帳をもらうと、一生精神障がい者になるのかなと思う人が多いのですが。高次脳でも「良くなった、もう必要ない」と思う人は「もう要らない」と言います。だから「２年したら一応消えます」と言うと、割と安心して「それなら、今は欲しいから（手帳を）もらっておこうか」となりますし、「２年したら、またその時に考えたらよいのではないか」ということになりますので、あまり悪い制度ではないのではないかと私は思っています。

医療機関も、今はたいがい電子カルテかパソコンで診断書を書いていて、いちいち手書きで毎回書いているとこは珍しいと思いますので、一度書いてしまったたら、あとは時点修正で回る。さらに悪くなったとか、少しはよくなって仕事に行きだしたとか、そういうことを付け加えるだけでいいので、個人的に２年で何か不都合があるのかなと思うのですが。ほかに、何かご意見があれば、どうぞ。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　（手帳の更新時期の見直しは、）前回、私が申し上げた意見なのですが、手帳の更新、診断のために訪れる患者さんの数が膨大なわけです。それで、当院だけのことについて言っても、仮に医師のマンパワーが少なくなってしまった場合に、その患者さんを処理しきれない可能性を危惧したものです。また多くの場合は、納谷先生もおっしゃっていましたとおり、高次脳機能障がいの患者さんに関しては、大きな変化がないことが多いことから、そのような配慮があってもいいのではないかなと申し上げた次第です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。そういう経過であったそうです。事務局さん、ほかに何か。他の団体から聞いているとか、そのようなことはないのでしょうか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　今のところ、２年というのが、長いだとか、短いというのを直接、団体から私の方に要望という形でお受けしているのはございません。もしも、今、ご出席の委員の方々でそのようなお話を聞いているようでしたら、逆にお伺いしたいと思います。ただ、今回この参考資料として挙げさせていただいていましたのは、辻野部長さまから５年というご意見がありましたが、実際どうなのかという話が、前回の議論の中で宙ぶらりんになっていましたので、改めて皆さんのご意見をお伺いした上で、どういった制度としてあった方がいいのか、ご意見を参考にお聞きしたいという意図で資料を出させていただいております。

○部会長

　ありがとうございます。辻野先生がおっしゃっているのでしたら、５年でも良いかなとは思います。ただ、一度書いてあとは地域に精神科医がたくさんいるのだから、そこへ行って書いてもらってとできるように、こういうリストもあるよというのも考えられるため、手帳を書くだけで大病院の外来に行くというのもいかがなものかと思います。ＭＳＷ（Medical Social Worker：医療ソーシャルワーカー）かＰＳＷ（Psychiatric Social Worker：精神保健福祉士）から、ここで書いてくれるよと言ってもらえたら、いかがでしょう。古い診断書を付けて「行っておいで」というのがいいと思います。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　そういう努力も同時に行っているのですが、患者さんが大きな病院の方が安心なためかもしれませんが、なかなか、そういう紹介という話に応じてくださる患者さんが少ないのが現実であります。それで、先ほどの話にもありましたように、行政の都合でもあって、高次脳機能障がいは、身体障がい者ではなく、精神障がい者保健福祉手帳に入れられた経緯があります。失語症は身体障がい者手帳であります。ですから、元々の精神障がい者保健福祉手帳が扱ってきた患者群については２年での更新が適切であったとしても、仮に高次脳機能障がいが、それは適切でないとすれば、行政の都合で患者さんや医療機関が困ってしまう事態になったのではないかと、私は感じているからであります。

○部会長

　ありがとうございます。身体障がい者手帳については資格を持っていないですが、あれは一生変わらないのですか。それとも、医者が変更に丸をしておいたら、また、５年後に見直しがあるのですか。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　はい、医師の判断で見直しをすることが可能ですし、患者さんからの要望でそのような医師の判断をすることはあり得ます。

○部会長

　それでしたら、精神障がい者も同じように患者が「もう、先生要らないです」と言えば、更新は必要ないという紙を出そうか、ということになりますよね。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　はい、おっしゃるとおりです。

○部会長

　身体障がい者手帳を取得されている方について、「走ってもいるのに、なぜあの人は手帳を持っているのか」と言われることがあるのですが、僕は「分からない」と言っています。確かに、そういう矛盾もあることはありますよね。２年に丸をしておいたらいいですね。２年後に見直しあるに丸をしておいたら、よろしい。５年と書いてあれば５年後、それはそれでいいかなと思います。この人、とてもよくなりそうだったら、２年にしておいて。かなり、変わりそうになかったら、10年にしておく、お互い面倒くさいし、お金もいるし。「先生、そうしておいて、いや、もう一生にしておいて」とか、いろいろそのような話が見えてくるようですが。そういう言い方であれば、私も国に一応そのような要望をするのはいいかなと思います。

確かに統合失調症などは薬が効いたり、あるいは、何となく、もしくは親が亡くなったりして、よくなったりすることはあります。そういうことを想定した手帳であろうということは分かります。ということで、今後、検討していただくということでよろしいでしょうか。

あと、診断基準は国の方で見直すということですが、私などは普通にやっていて、中島先生が作られたこの基準は、よくできていると思います。新しい検査もできているとのことですが、そんな検査ができているように思わないのですが。いまだにペット（PET：Positron Emission Tomography）や、スペクト（SPECT：Single Photon Emission Computed Tomography）などをやっていて、そんな新しいことをやったら自動車損害賠償責任保険の方は切ってきますしね。ころっと変わっていると思いませんが。学者の方々が、良い診断基準があるとおっしゃるのであれば、それはご検討いただけたらと思います。

以上、ここまでのところで何か、聞いておきたいことはございますか。どなたでも、よろしいですか。○○さん、何かご意見ございますか。

○委員

　確かに、現場でそういう診断書系をたくさん書かないといけないというのは、結構なご負担であろうと思います。実際に書いておられる先生方が、本当にどのように思ってらっしゃるのか、制度の方に反映されるようなチャンネルをつくる必要もあるのかなとも思います。精神障がい者保健福祉手帳は、モデルが統合失調症であるとかそういったものからつくられている経緯があることもあれば、もう一度現場から問題提起をしてみる必要もあるのではないか、というふうなことを、お話を伺っていて思いました。

○部会長

　ありがとうございました。また、時間がございましたら、あとご議論いただきますので、それでは、次の「高次脳機能障がい児支援について」、事務局からどうぞ。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　それでは、意見交換テーマ１「高次脳機能障がい児支援」に関しまして、ご説明いたします。それでは、資料３、８ページ目についてご説明させていただきます。こちらでは、教員向け啓発について記載しております。高次脳機能障がい児支援の充実のためには、学校及び教員の理解が不可欠であることから、教員を対象としました高次脳機能障がいに関する啓発を目的とした取組みの実施を検討しております。スケジュールとしましては、令和３年度に啓発の内容や実施方法等を調整した上で、令和５年度にリーフレット等を作成し、令和６年度に府内の学校に配布、周知を図る予定です。内容としましては、高次脳機能障がいを初めて知る方であっても分かりやすいような工夫をした上で、子どもに高次脳機能障がいの疑いがある場合の対応等を学べる内容にできたらと考えております。実施方法としましては、多忙な教員の方にも負担なく学んでいただけるように、ちらしやリーフレットのような啓発物を活用し、学校に周知することを予定しております。なお、４番のその他にも記載しておりますとおり、発達障がいとの類似点や相違点を盛り込むことも検討してまいりたいと思います。

続きまして、資料３の９ページ目をご覧ください。高次脳機能障がいのある子どもは、困りごとを抱え孤立するケースが多いことや、ほかの方がどうされているのかを知りたい、思いを共有したいといった声があることも承知しております。そういった状況を解決するための一助としまして、家族交流会の開催を検討しております。スケジュールとしましては、令和３年度に、実施方法や内容を検討した上で、ほかの新規事業との兼合いを考慮し、令和６年度からの実施を予定しております。事業実施当初は参加者の規模も見とおせないので、対象者につきましては、おおむね20歳以下の子どもの家族であれば、どなたでも参加可能としたいと考えています。継続していく中で様子を見て、小児限定であったり、学生限定であったり、細分化しての開催も検討していければと考えております。以上で、資料３教員向け啓発及び家族交流会についての説明を終わります。

これまで高次脳機能障がい児だけに特化した取組みがなかったため、試行錯誤しながらの実施ではありますが、多面的な支援の充実に向けて努めてまいりたいと考えております。

なお、オブザーバーであります教育庁教育振興室の大久保室長は、本日ご欠席なのですが、事前にコメントをお預かりしておりますので、ご報告いたします。「高次脳機能障がいは本人も自覚していないことがあることを踏まえると、教育現場でも教諭等が気づかずに見過ごしている可能性があると考えられる。学校の教員については、依然として知識や理解が十分でないこともあり、教員向けのリーフレット等を活用した啓発は、効果的であると思われるため、教育庁としても協力していきたい」ということです。

ご提案しました取組み内容についてのご意見は、もちろん、高次脳機能障がい児支援につきましても幅広くご意見をいただきますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長

　高次脳機能障がいの年の若い子どもさんについての啓発、それから家族の連携、連帯ということを目指すということ。大変、いいことだと思います。何かご意見ございませんか。

○○さん、いかがでしょう。

○オブザーバー

　前段の教員向けのところはよく分かったのですが、家族交流会というのが、いわゆる家族の交流会ということでは理解しました。あとは対象年齢等々、全体の経過は理解できました。もう一つ、何と言いますか。具体的にはどのような感じになるのだろうかと思いながら、お聞きしていたのですが。年に１回ですし、比較的かなり大きな規模の会を１回みたいなイメージなのでしょうか。具体的なイメージを教えていただくとありがたいかなと思います。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　具体的な内容としては、３番の実施方法に書いてありますとおり、高次脳機能障がいの基礎知識や、家族としての関わり方などのアドバイスを行うようなセミナー部分と、あとは家族同士の座談会の部分と、両方も実施できればいいのかなと考えております。

ただ、どういったことをされているのかを家族同士でお話になったり、思いを共有したりするところに重きを置ければいいのかなとは思っています。年に１回実施というのは、とりあえずは年に１回実施するところから考えていこうというところです。規模は未知数ではあるのですが、一般的に大阪府として広報するとともに、障がい者自立相談支援センターや急性期・総合医療センター等の支援拠点の方に相談があった方には、個別にお声がけするなどして周知していければと考えています。そのように周知の上、ご参加いただくことを踏まえると、すごく少人数での実施というのはイメージしていないところではあります。ただ、実際どのくらいの方がお集まりいただけるのか分からないので、まず一回やってみる、というところから始めて、様子を見ながら対象も絞っていくというのが考えられたらいいのかなと考えています。

○オブザーバー

　これは令和６年度から始めるので、どこかでおっしゃったようにこのイメージだと比較的大きいもので、例えば、二部構成なんかにして、一部でセミナーみたいなイメージングで、分かれての交流会みたいなイメージになるかなとお聞きしました。あとは、最初どれくらいの規模で始めるかみたいなところを、調査やアンケート等で開始までに調べて、だいたい前年度までに目安をつける必要があるのでしょうね。その辺りについて、どのような感じかなと思ってお聞きしました。そこまで詳しく決まってないのであれば、取組み自体はだいたい理解できました。

○部会長

　はい、ありがとうございます。何回か子どもを対象にした講演会は大阪府内でやられておりますので、大阪府さん、前回やられた時の様子とか規模とか分かれば言ってください。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　前回、実際に子ども向けに実施した部分がどうであるか、手元に資料がないので把握していないです。申し訳ございません。

○部会長

　それ、まず調べましょう。堺市生活リハビリテーションセンターさん、堺市がこの間やった子どもの勉強会について、覚えている範囲で簡単に報告お願いします。

○事務局（堺市生活リハビリテーションセンター）

　昨年、大阪市立総合医療センターの九鬼先生にお越しいただき、堺市東文化会館で約120名の方々にご参加をいただきまして、開催をしております。また、栗原先生に関しましても、平成26年ですかね。堺市にお呼びしまして、多くの方にご参加いただいたということになっております。

○部会長

　大阪府ではなく堺市がやったのですか。堺市がやったのは１回だけですか。

○事務局（堺市生活リハビリテーションセンター）

　栗原先生をお呼びしたのは、平成26年に一度です。

○部会長

　120名集めるためにだいぶ苦労したのでしょうか。

○事務局（堺市生活リハビリテーションセンター）

　堺市では、教育委員会にご協力いただきました。栗原先生の時には、広報などもご協力いただきました。この辺りが大きなことになるのではないかなと思っております。

○部会長

　九鬼先生の時もですか。

○事務局（堺市生活リハビリテーションセンター）

　はい、九鬼先生の時にも所管課を通じて、教育関係の方々にも周知していただくようにしました。

○部会長

　ありがとうございました。それと、大阪府さんはパンフレットか簡単な冊子を作るのですよね。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　一応、その予定にしています。

○部会長

　となると、やはり栗原先生の本読んで、赤線引っ張って、それをまとめたらいいというわけにはいかないと私は思います。大阪府の子どもの講習もやっている先生方に、お忙しいでしょうけど何回か集まっていただいて、貴重なご意見をぜひ聞いていただいて、それでやっていただけたらと思います。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　家族交流会とかこの教員向け啓発は、大阪府としては初めての取組みなのですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　少なくとも、子どもを対象にした家族交流会という意味では初めてかと思います。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　教員向け啓発も初めてですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　過去に研修事業の中で先生方を対象にしたものがあるかというところまでは調べていないのですが、教員向けのリーフレットの作成というものは初めてでございます。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　何が言いたいかと言いますと、今まで２つ議題があって、医療機関一覧の公開の方は、納谷会長がおっしゃったように健康医療部にも、もうすでに一覧表はあって、ゼロからの出発ではないということですね。それに絡んで恐らく地域が中心になっているということで、地域別研修もゼロからではないということになります。ところが、今回お聞きしたように、大阪府として子どもさん、あるいは学校の先生への、子どもさんを中心とした取組みはしていないと。堺市や他の市区町村では講習会や、講演会を開かれているとおっしゃっていましたが。これは私の偏見かもしれないけど、子どもさんというのは、大人よりもやはり一年一年どんどん発達していくので、親御さんにしたら１年違うだけで、すごい焦りが出たりするので、成人よりも振幅が大きいと思います。

そういう意味では、新しく取り組まれることは素晴らしいですが、子どもさん向けの交流会とか教員向けの啓発こそ、４事業の中で最初にやるべきではないかなと。こちらを急ぐことの方が大事かなという気はします。もちろん、１年、２年待てばやられるということなのですが、対象のご家族とか、子どもさんがどれだけいるか、その数は知らないので、そういう意味では、重要度がそれほど高くないというご意見もおありでしょうけども、印象としてやはりそこは大事なことかなと思います。

○部会長

　ありがとうございます。進んでいるところは、そういう病院の中に子どもの高次脳機能障がいの部門を持っているところがありまし、決して大阪府は進んでいる方ではないと思いますけど、先生がおっしゃっているように「早くした方が良い」ということはそのとおりだと思います。いつからやるのですか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

ご指摘のありました、教員向けの啓発につきましては、令和５年度からリーフレットを作成して周知の方は令和６年度からという予定になっています。家族交流会につきましては令和６年度からという予定になっておりまして、実際、取組みとしては、スロースタートと形になっているので、ご指摘のとおりだと思います。

順番付けの話で申しますと、すでに地域の中で取組みがされているもの、種がまかれているものについて、先に形としてやっていきたいなというのがありました。それで、ご指摘のとおり教員向けのリーフレットであるとか、家族交流会というのは、今まで未着手の部分でございましたので、少し検討しながらやっていきたいということで、後年度になっています。藤谷センター長がおっしゃるように、子どもさんにとっての一年一年というのは、貴重な１年だという点について、おっしゃっているところの意図は分かるのですが、あとでご説明します啓発事業に動画コンテンツの検討もあり、そことのバランスがありますので、順位付けという意味で言うと前後するのが難しいと思っているのですが、今日のご意見を踏まえて、また考えていきたいと思います。

家族向け交流会につきましては、令和６年度からになっているのですが、実際２年先というところになります。そのため、今、既に私どもの方でやっています相談会にご参加いただいたご家族さんを対象にして、そのあと少しお集まりいただく時間をつくるというような形でやるなど、本格的なものではないのですが、試行的にやっていきながら、ニーズや、形を検討していけたらとは考えています。

以上のことから、家族交流会に関して、本格実施は令和６年度からという形にしているのですが、どのような規模になるかは分かりませんが、少し試行的なものから、取り組んでまいりたいと考えています。

○部会長

　はい、何か別にいわゆる相談支援事業があるので、その中で子どもを取り上げるということは、何も罰は当たらないし、やっていけば良いのではないかと思います。それで、そういうところに来てもらった人が、残り時間でＡ会場は小学生、Ｂ会場は中学生、それ以上はＣ会場と何かそのようにして一度集まってもらっていろいろ話し合いをする、というようなことは少し努力をすればできることではないかなと思います。そこら辺は、今の「子どもは、早く大きくなる」、「放置しておくと大きくなるのではないか」という意見も踏まえて、前倒しをしていただけたらと思います。ほかにございませんか。子どもさんに関係のある方、どなたか。

○委員

　相談支援センターの立場から言いますと、やはり子どもさんたちが孤立しているという状況がありまして、それが発達障がいなのか高次脳機能障がいなのかというところにかかわらず、非常にお困りの方もおられます。その時に相談支援を併せて一緒に地域福祉の中で考えていくわけなのですが、どうしても連携がしづらい学校さんがございまして、なかなか学校の中から情報をいただくとか、こちらからの情報を渡すような連携会議が結べない学校さんもございます。ぜひとも、お声掛けいただいて、ご理解をいただけるようなこともしていただければ、本当にスムーズに事が運んでいくのかなと思っております。

○部会長

　ありがとうございます。私も学校へ子どもさんの事例についてお話にいくと、「いい加減にしてください。今は発達障がいだけで手がいっぱいだ、その上に高次脳機能障がいの勉強をしろと言うのは酷ですわ」と言われたことがあるのです。栗原先生も言っていらっしゃるように、それほど大きな違いはありませんし、発達障がいを少しプラスアルファで勉強していただいたら、できる話だと思います。

それから、文部科学省もやってくださいと言っていますので、文部科学省の意に反して決してやるわけではまったくないということでございます。ありがとうございました。ほかに、何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、できるだけ子どもさんの話は早くしていただくということでお願いして、次、頼みます。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　最後の意見交換テーマである「普及啓発及び人材育成」につきまして、ご説明いたします。資料４の10ページ目をご覧ください。高次脳機能障がいに関する障がい理解を促進するため、いつでも気軽に知識を習得できるような動画コンテンツを作成することを検討しております。１番のスケジュールにありますとおり、ワーキンググループにて内容や対象などを議論いただいた上で、進めていけたらと考えておりまして、そのワーキンググループには医師、セラピスト、支援者、当事者、家族などの方々、５名程度の委員の方に就任いただく予定です。令和４年度にワーキンググループを２回開催し、だいたいの内容を決めさせていただいた上で、令和５年度以降に実際に作成及び公開を実施していくというスケジュールです。２番の内容にありますとおり、誰でも気軽に視聴できることを趣旨とするため、堅苦しく障がいの詳細をお伝えするというよりは、興味を持てるような工夫を行いたいと考えております。また、第１回の部会の際には、現在実施している研修もアーカイブで行うことで、人材育成が進むのでは、という意見をいただきました。日程や視聴者を限定した上での動画配信形式で研修を行う場合は、受講確認を行い講義と演習のつながりを保った上で研修が行えるように工夫できれば、「当日参加できなければ知識を習得できない」というような事態は起こらなくすることが可能です。ただ、申込者のみに対して期間を限定の上、配信しておりますので、いつでも誰でも見られるというわけではありません。もし、そういった一般公開をするとした場合には整理しなければならない懸念事項がございまして、３番にまとめました。アーカイブ化に関する懸念事項ということで、１点目は対象者に向けて実施する研修では、直近の動向や状況を踏まえて内容としたいこと、２点目はいつ撮影したものか明記したとしても、古い情報が現在でも通用するといった誤解を生む可能性があること、３点目は申込者限定の配信と異なり、一般公開するのであれば、紹介できる事例が少なくなる可能性があること、４点目は著作権の問題から、講師の選定に苦慮する懸念があることです。申し上げた懸念事項を整理の上、アーカイブ化に向け検討を進めていく予定です。

続いて、最後の11ページ目をご覧ください。こちらは、継続して実施しております「普及啓発イベント」について記載しております。高次脳機能障がいのある状態であるにもかかわらず、高次脳機能障がいという言葉さえ知らずに困りごとを抱え続ける方を減らすことを目的とする、自分の身に生じた際の対応を知るきっかけづくりのためのイベントです。毎年の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和２年度、３年度のイベントは延期しての実施となっています。次回は、令和４年度の上半期に実施を予定しております。内容としましては、知るきっかけをつくれるように、週末に集客施設におきまして作品展示や相談ブース、講演会などの実施を予定しております。来場者にアンケートを実施する予定ですので、開催効果の検証結果につきましては、また令和４年度部会にてご報告いたします。

資料の説明は以上です。記載内容につきまして、新たな取組みである動画コンテンツはもちろんのこと、継続実施予定の啓発イベントに関しましても、さまざまな観点からご意見をいただければと思います。特に、動画コンテンツにつきましては、詳細はワーキンググループで議論予定ですが、大まかな内容や対象者等についてご意見をいただきますと幸いです。また、普及啓発イベントについては、開催方法や内容についても幅広くご意見をいただければと思っております。

○部会長

　動画を作るとか、イオンモールでイベントを実施するようなことを考えておられるようです。こういう啓発について、ご意見がございましたら、どうぞ、ご自由に手を挙げてください。いかがでしょう。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　この動画コンテンツについては、ほかの目的での啓発事業を録画して動画にするという意味ではなくて、一般的な知識全般をこれでマスターしてもらうという動画を、このためだけに作るということですよね。　そうすると、必ずしも大阪府特有の内容があるわけではないかもしれず、その場合、国立障害者リハビリテーションセンターとか、ほかの都道府県でも非常にいいものを作っておられた場合、それを参考にする、あるいは可能であれば流用する、そういうことも同時に検討なさったらいかがかなともいました。

○部会長

　ありがとうございました。僕、よく分からないのですが、動画というのはどんなことをおっしゃっていますか。ディズニーのアニメみたいなことをおっしゃっているのか。それとも、単に紙芝居みたいな絵だけあって、言葉がついてくるような。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　詳しい内容は、まだ決まっていないですが、イメージとしては高次脳機能障がいの概要部分について分かるようなものをイメージしております。もしワーキンググループで話し合っていく中で、例えば、おっしゃっていただいたディズニーのように、アニメーションを活用した方が興味を持ってもらえるのではないかという意見がありましたら、そういったことも検討していくことも可能です。何かしら見ていただく方にとって興味を引けるような工夫を行った上で、高次脳機能障がいの概要の部分についてお伝えできればと考えております。辻野先生がおっしゃったように、大阪府特有のことばかりお伝えするというよりは、どなたが見ても分かるようなコンテンツにしていくことが理想ではあります。

○部会長

　ずいぶん、お金がかかりそうですね。ディズニー並みにしようと思ったら。それを、心配したのですが。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　ディズニーぐらいに、見ていて楽しいようなコンテンツという意味ですので、どこまで完成度が高いものができるかはまだ分かりません。ただ、そのような感じで、障がい理解というとても難しいカテゴリではあるのですが、そこまで気負わずに見られるようなコンテンツを一つ作っていけたらなというところを目指していきたいと思っています。

○部会長

　高次脳機能障がいは、元々、若い人間を対象にして始まったのですが、今や子どもと、それから、いわゆる仕事をするような年齢と、あと高齢者の脳卒中のあとの高次脳機能障がいがあります。そのため、できたら、子どもと、仕事をするような人と、お年寄り等介護保険と関係するような人、そういう対象のことも念頭において考えていただいたらいいのかなと思いました。ほか、何かご意見ございませんか。どうぞ。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　アーカイブのところに、普遍的な内容でないと、なかなか、いつでも誰でも見られる形にはしにくいというのがあり、それはそのとおりだと思います。ただ、動画コンテンツを作る一つの手法として、研修をするときに、例えば基礎的な講座みたいな形にして、そこには普遍的な内容を入れておき、講師の先生を呼んで、その日講演料を払いますよね。そうすると、それがそのまま講演料だけで動画コンテンツになるのです。そうすると、講師の先生には申し訳ないですが、さっきのアニメを使うよりもはるかに安いお金で、普遍的な動画コンテンツができてしまうのです。その上で、後半の部分に、実践講座みたいな感じで、いつでもどこでもというアーカイブの動画にはしにくい大阪府特有のものみたいなものを取り上げるという形の２本立てにしたら、一石二鳥かなという気がします。

○部会長

　ありがとうございます。ほか、ご意見ございませんか。アーカイブと、もう一つおっしゃっていたイオンモールでのイベントなんかはいかがでしょうか。何か、ご意見はありますか。イオンモールのイベントというのは、私、あまり知らないのですが。今まで、何回大阪府はやられたのでしょう。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　第１回は令和元年度、イオンモール大日にて開催させていただきまして、第２回は令和２年度にイオンモール北花田で開催いたしました。それで、次、令和４年度にさせていただくイベントが３回目という形になります。

○部会長

　ありがとうございます。２回やった実績を踏まえて、３回目は、こうしようというような計画はおありなのでしょうか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　やるとしたならば、やはり来ていただいて楽しんでいただきたいというところが当然あります。興味を持ってもらう必要性もありますので、そういった意味で通りがかりの人とかに寄っていただけるような仕掛けを考えています。あと、実際に話を聞きたい、というような意見もありましたので、そういった方のニーズなどを踏まえて、講演会を開催させていただく予定にしています。あわせて、啓発グッズなどが当たるようなクイズ会をやることで、新規に高次脳機能障がいについて知っていただくということも意図としてはございます。

○部会長

　意図としたら、そうなのでしょうが。実際にやってどうだったのですか。うまくいったのですか。実際を例えば通りがかりの人に「お話を聞いていってください」と言って「はい」と言ってくださったのか、そこら辺の苦労話を聞きたかったのですが。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　今の地域生活支援課のメンバーは出席していないのですが、令和元年度の時は、ハンドベルの演奏時には、多くの人が来てくださったという意味ではとてもよかった、ということではあったのですが、当事者、ご家族の方にご参加いただいたことで、少し負担に感じられた方もいらっしゃったとお聞きしています。相談ブースに関しては、おおむね好評だったということで聞いています。

令和３年７月にさせていただいた際には、実はコロナの影響もありまして、かなり規模としては小さめにして、あまりこちらから来館者の方と接触を積極的に持つような形は避けてやったという経過がございます。ですので、こちらの11ページの資料にもありますように、パネル展示であるとか、作品展示、相談ブースをはじめとして、ミニクイズに関してもあまり接触をしないような形でさせていただいたというのがありますので、ちょっとイオンモールの中に買い物目的で来られている方を引き寄せるところには至らなかったのかなと思いました。ただ、相談ブースに関しましては、やっぱり堺市の北花田という分かりやすいところでやったということで、普段、相談会は障がい者自立相談支援センターでもやっていたのですが、そこまで行かなくてもいいということをメリットに感じて来てくださった方がいらしたので、ショッピングモールで相談ブースを設けるというのは、結構需要があったのかなと感じています。

そういったものを踏まえて、次回、令和４年度につきましては、相談に関しては継続をする予定です。あわせて、相談ブースに来られた方から、「実際に高次脳機能障がいのご家族と生活をしていらっしゃる中での（工夫の）ポイントが分かるような、講演会とかもあったらいいのに」というようなお声もいただきましたので、そういうご意見を踏まえて、講演会というものも少し考えていけたらなと、今の企画案では提示しております。

ただ、皆さま方の方が、ご家族さんのご意見であるとか、きっといろいろなことをご存じだと思いますので、この機会にこういうことも考えたらというようなこと教えていただけるようでしたらありがたいなと思っています。

○事務局（急性期・総合医療センターＢ）

　少し、ふざけたことを言うようなのですが。こういうのは、人がたくさん来てくれてなんぼだと思います。そうすると、うちの病院でも、今はコロナでやっていないですが、一つは落語家さんを呼んで短い話をしてもらったことがあります。例えば高次脳機能障がいみたいなことにも、落語家さんは機転が利きますから、少しひっかけたような話も枕でしてもらったりすることも考えられると思います。ただ、こういう展示の最初にやってしまうと、みんな帰ってしまうので、真ん中か、やや後半ぐらいに落語を設定しておくと、早めに来て展示とかいろいろ見て、もう少し見て帰ろうか、みたいになると思います。そういうのとか、たぶん、うちの病院でも呼べるぐらいだから、落語家さんを選べば、それほど高くないと思います。それとか、今年は夏と冬とにオリンピックがあったから。大阪府にメダリストがどれだけいるのか分からないですが、そういう人を呼んで、オリンピックにまつわるような話を少し、してもらうとか。何講演会とか、割とまじめなことだけだと、なかなか人が来ないので、そういう、何か人を引きつけるようなことを一つ入れるというのが、できたらいいのかなとは思います。

○部会長

　参考にしてください。ほか、ございませんか。○○さん、どうぞ

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　このイオンモールでの啓発イベントの話を聞いて、私の外来に来られたという患者さんが、少なくとも１人はおられました。そういう意味で、意義はあったのだと思いますが、大勢の府の関係の職員がこれに参加しますし、ゲームとかお土産みたいな物も配りますので、費用対効果というような観点からすれば、良いかどうか分かりません。ただ、多くの啓発事業は高次脳機能障がいの患者さんやご家族に対する啓発であるのに対して、これはイオンモールに来られる一般の方に対しても啓発するという効果が期待されます。一般の方に高次脳機能障がいを理解していただくという観点も、恐らく社会全体で支援しないといけないという意味合いで重要だと思いますので、そういう意味では非常に意義深いのではないかと私は思います。

○委員

　今の啓発のところから、元に戻ってしまうかもしれないですが、この動画コンテンツを作られて、公開するというのは、どこに公開するという形になるのですか。大阪府のホームページみたいなところに公開されるのか、あるいは、もう少し広くの形を考えておられるのか。大阪府のホームページに公開されるのであれば、いつも大阪府のホームページから入っていくときに、どこにあるのかなかなか分からない、というのもあるので、そういう工夫とか考えられておられるのかどうか教えていただきたい。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　正直、出し方については、今のところ考えていないです。先ほどおっしゃっていただいたように、動画コンテンツの切り口として、対象者別という切り口でいくのか、それとも（受傷の）段階という切り口でいくのか、いろいろあるかと思います。子どもとか仕事を持っていらっしゃる人、高齢者の方という切り口でいったとしてならば、そこにターゲットを絞ったところに公開するのもいいとは思います。例えば、子どもということであるならば、学校さんで見ていただけるような出し方、（あるいは）データベース化した方がいいのではないかとか、いろいろ切り口によって変わってくるかなと思いますので、アウトプットの仕方も含めて一緒にご意見をいただけたらなと思っています。

○部会長

　ほか、ございませんか。まだ、少しだけ時間があるようですので、どうでしょう。全体を通して、あるいは高次脳機能障がいについて、日ごろからこんなことを考えているというような、どんなことでも結構ですので、高次脳機能障がい対策全体に関して、あるいは今日のテーマ全体に関して、どのようなことでも考えておられることがございましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。順番に指名しろと言われておりますので、○○さん、何かご意見ございますか。

○委員

　勉強になりました。意見というのは、特には無いのですが、議題１の「地域支援ネットワークの再構築について」でご説明のあった地域別実践研修は、地域の関係機関等に高次脳機能障害に関する知識や理解を普及する取り組みであり、私ども障害者職業センターの業務に通じる内容であったため、興味深くお聞きしました。

　地域独自の企画内容や特色は大切にしながらも、様々な研修が階層的に実施されているので、各研修との整合性や相乗効果なども大事になってくると思います。事務局会議等で内容を決定される際には、その辺の関連性を考慮いただくとよりよいと思われます。

○部会長

　就労という切り口のテーマが無かったので、障害者職業センターの次長さんから専門的な領域のお話を少ししていただける機会がなかったのかなと思います。もう、順番にいきましょうか。それでは、大阪市の八木課長さんはご出席でしょうか。何かご意見ございましたら。

○委員

　私、今年からこの席に着くようになりまして、第１回大変失礼いたしました、欠席となってしまいましたので、今日は、大変勉強になるなと思って参加させていただいています。

大きく当事者や家族向けの支援とか、連携とかというテーマと市民一般への普及啓発というようなことが大きなテーマだったのかなと思っております。普及の動画なんかにつきましては、普遍的なものというか、汎用性のあるものであれば、いろいろなところでも活用できるといったお話もありましたし、また、一方で大阪府独自の専門的な内容を個別に配信していくということも、非常に大切だなと思いました。これから、大阪府さんと連携させていただいて、さまざまな取組みが進めばいいなと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○部会長

　ということですので、大阪府さんは何かするときに、いつも大阪市と手に手を取って進めていただきたいと思います。

○委員

　よろしくお願いします。

○部会長

　あとは、いかがですか。別に事務局でもいいのですが。○○さん、何かご意見ございませんか。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　皆さま貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。なかなか、高次脳機能障がいについての支援普及活動は、ゆっくりと進んでいっているという感じがありまして、まだまだ啓発活動を続けていく必要があるかなと思っております。本日、いただきましたご意見などを参考にしまして、少しでも普及啓発が進めていけるように、取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○部会長

　よろしくお願いします。○○さん、いかがでしょう。長いこと重責におられますが。

○事務局（大阪府障がい者自立相談支援センター）

　私、一つ気になったのが、資料２の５ページかな、診療可能な医療機関一覧の公開というところで、自分の首を絞めるような感じなのですが、診断の内容はリストに加わっているのですけど、これは治療内容だけですよね。どのようなリハをしているのか、どのような支援ができるのか、どのような処方ができるのか、というようなリストも加えていただいたら、役に立つのかなと思いました。すみません、私たちの仕事なのですが。

○部会長

医療監、何か、今の話を聞いておられて感想でも、説諭のほどでも、結構です。

○事務局（大阪府医療監）

　本当にいろいろご意見いただきまして、ありがとうございました。今、福祉部の方でもいろいろなメニューを検討しながら、いったい何ができるのかということを一生懸命考えているところでございます。当然、この中にはわれわれ役人ですので、中には専門家の先生方から見たら、もう少し、こうした方がいいとか、いろいろあるかと思います。今日もいろいろとご意見をいただきましたが、これからの会議、あるいはこのような場でなくても結構でございます。いろいろな場面で、こうした形に直した方がより良いものになるのではないか、ということをいただきましたら、われわれもそれを真摯に検討させていただいて、反映していきたいなと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○部会長

　締めの言葉みたいになってしまいましたが、ほかに、まだ少し時間がありますので、一度お話しされた方でも結構ですので、どうぞお気づきの点がございましたら。よろしゅうございますか。

私、毎回このような場所ではしつこく委員長でない時から言っておりますが、自動車運転はどのようになっていますか。高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業になって、だいぶ症例は集まってきたと聞いているのですが、最近、日本高次脳機能障害学会に行ったら、そういう時代ではなくて、自動車運転のリハビリをどうしようかと時代になっておりました。いけるかどうかを評価するだけではなくて、行けない人をどのようにしたら乗れるようになるか。確かに、田舎の県は当然無いと困るので、そういうことが起こってきますが、大阪、東京は少し違うのかなと思いますが。自動車運転をしたいという人は、やはりいて、評価してダメだったら、「がくっ」としてらっしゃるのですけど。リハビリはともかく自動車運転モデル事業の仕様はどうなっているのでしょうか。

○事務局（急性期・総合医療センターＡ）

　その事業にも関わらせていただいている一員として申し上げます。モデル事業というのは、ゆくゆく大阪府が完全な事業化するというよりは、大阪府がまずやってみて、それをほかの医療機関がまねをしてやっていただきたい。そういう意図がございます。

事実、新しい教習所のご協力や新しい医療機関で似たようなことをやり出しているところが、少しずつではありますが広がっていきつつあります。そういう意味で、これもゆっくりでございますが、効果が表れているのではないかと思っております。

○部会長

　ありがとうございます。ぜひ、このようにしたら一般の病院、あるいはクリニックでもできるよと、あるいはやってくれる自動車学校は、ほかにもありますよということが広報できればいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに、何かございませんか。この際、どんなことでも高次脳機能障がい、もしくは脳損傷に関すること何でも結構でございます。非常に多方面の方が今日はZoomということもあって、大きな出席率になっていると思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

いろいろな方々から意見をいただきまして、子どもについては、大阪府は進んでおりませんので、「ちょっと、早くしろよ」というご意見もあったように思います。確かにそうだと思いますが、なかなか教育委員会というところは、ガードが堅いというかきっちりしたところがあります。そう簡単にいかないかもしれません。非常に困っている子どもさんもおられる、また、原因もいろいろですね。交通事故ばっかりではなく、病気もあれば、学校の中での暴力事件もありますし、虐待事例とか、だんだん難しくなってはきますけど、易しいところから子どもの高次脳機能障がいについても取り組んでいっていただきたいと思いました。

よろしいでしょうか。時間が余っておりますが、事務局に戻して終わりたいと思います。

○事務局（大阪府地域生活支援課）

　皆さま、お忙しい中、貴重なお時間を頂戴しまして、ご議論いただきましてありがとうございました。限られた中での議論でしたので、また後日でも「こういったことがあるよ」とか、「あの時、いいにくかったけどこういうことを考えてみたら」というようなことがありましたら、お声をいただけたらと思っています。

それで、一つ、議題１のところで、堺市さんに振ってしまったのですが、地域別研修に関しまして、補足します。元々の趣旨としましては、（この研修の企画の意図は）地域の支援ネットワークの構築のためということでございます。そういうことを考えると、やはり相談支援の中心である市町村の参画がない中で、地域別実践研修をやっていくというのは、あまり意味がないと思います。しっかりと今後、この準備期間の間に、お金の面で何か負担してくれというのではなく、地域自立支援協議会などを活用しながら、（市町村が）ネットワークの構築の中の中心になっていただくという意味で、市町村さんにもご協力をいただきながら、この地域別研修をやっていけるようにしていきたいなと思っています。（堺市さんに対して）少し、雑な振り方になってしまったので、補足として説明させていただきます。

それでは、長い時間になりましたが、これをもちまして「令和３年度第２回高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会」を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。